

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025年5月16日

吹田市長 殿

提出者

住所 大阪府吹田市西御旅町5番58号

氏名 日本純良薬品株式会社
代表取締役社長 八上 剛

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6381-3021

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本純良薬品株式会社
事業場の所在地	大阪府吹田市西御旅町5番58号
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	16：化学工業
②事業の規模	製造品出荷額：130000万円
③従業員数	43人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①～⑧参照

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙 4, 5 のとおり

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙 4, 5 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

別紙 4, 5 のとおり

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙4, 5のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙4, 5のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

別紙4, 5のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】 別紙4, 5のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		別紙4, 5のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類			
	全処理委託量		t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量		t	t
	再生利用業者への 処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度 (年度) 実績】		別紙4, 5のとおり	
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)			t
	(今後実施する予定の取組等)			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

現状：前年度	2024年度	実績量
計画：今年度	2025年度	計画量

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へ特別管理産業廃棄物のコード及び具体的な名称を記入してください。
※数量に関しては、小数点以下3桁表示として記入してください。

別紙5（廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項 第1面のとおり

①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

2 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等、別紙を参照）

別紙⑨参照

3 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） 弊社でよく使用されるアルコール系の溶媒については、回収、再利用で廃棄物の排出の発生をおさえている。 また、一部製品の洗浄方法見直しにより洗浄液（特管廃アルカリ）の排出の発生をおさえている。
②計画	（今後実施する予定の取組） 引き続き、アルコール系溶剤の回収、再利用を行い、廃棄物の排出の発生をおさえる。

4 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 再利用可能な溶剤は、分別回収し委託処理している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 引き続き、再利用可能な溶剤は分別回収し委託処理を行う。

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし。

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし。

7 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし。

8 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 委託業者に対して、定期的に処理状況の現地確認を行っている。
②計画	(今後実施する予定の取組) 引き続き、処理状況の現地確認を行う。

9 電子情報処理組織の使用に関する事項

計画	(今後実施する予定の取組等) 特になし。
----	-------------------------

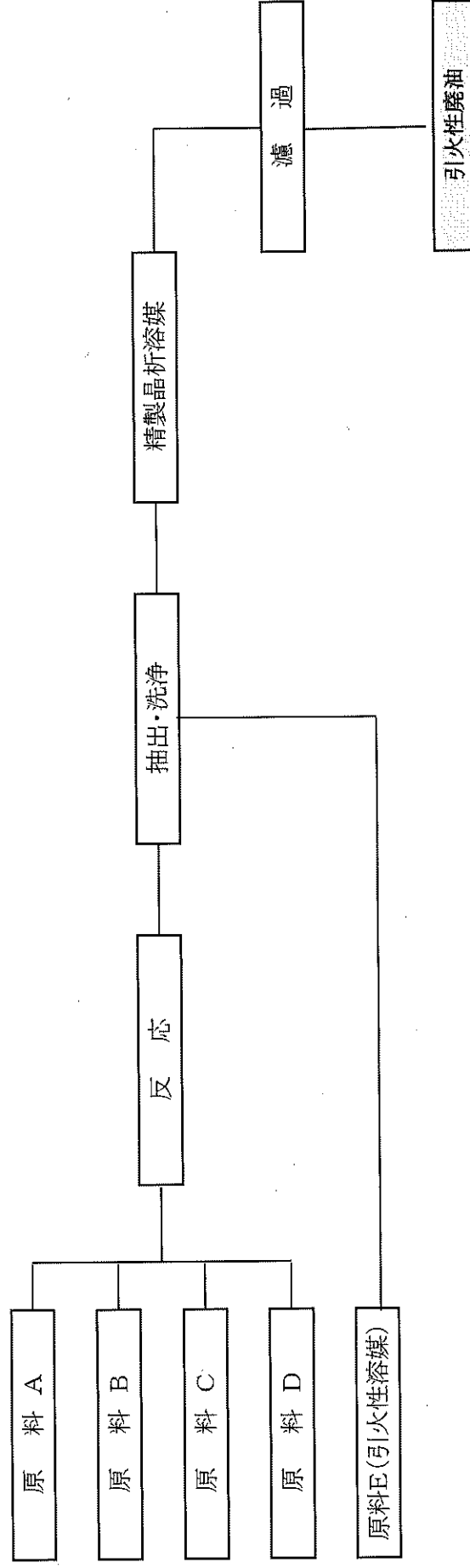
別紙①

特管発生工程フローシート

多品種少量生産のため、引火性廃油発生工程の代表モデルとして記載する。

分類:7000

名称:引火性廃油



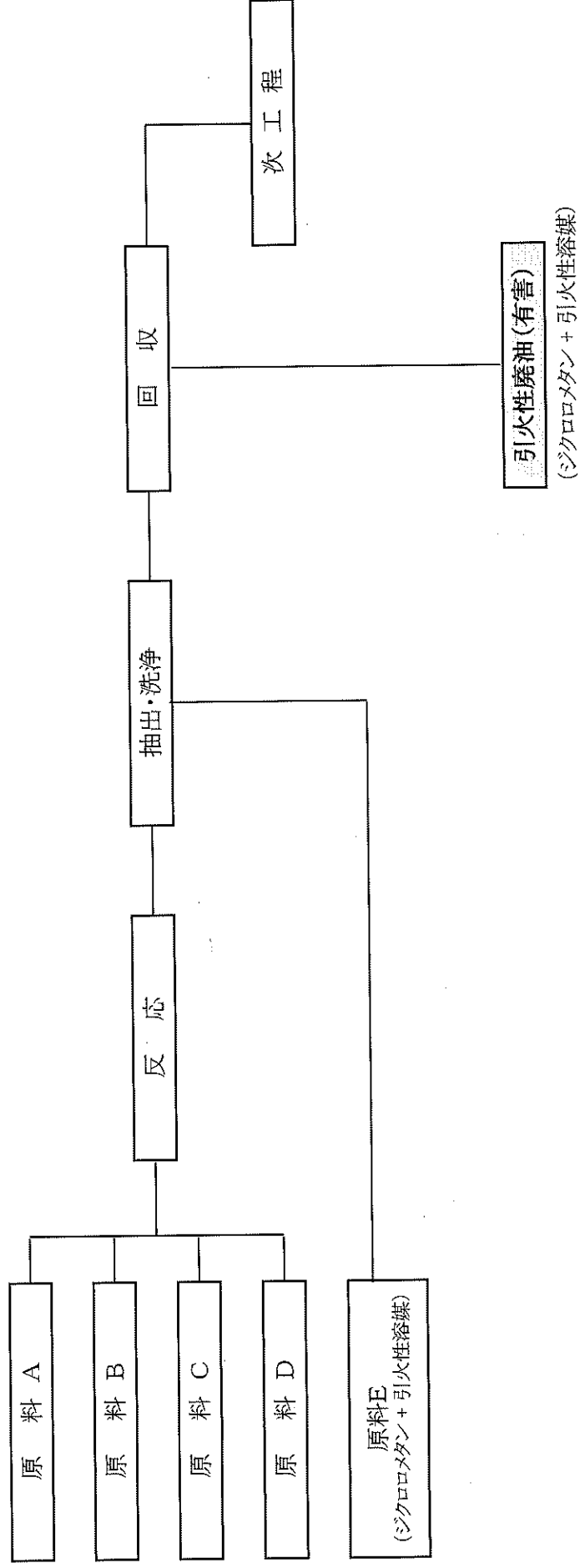
別紙②

特管発生工程フローシート

多品種少量生産のため、引火性廃油(有害)発生工程の代表モデルとして記載する。

分類: 7010

名称: 引火性廃油(有害)

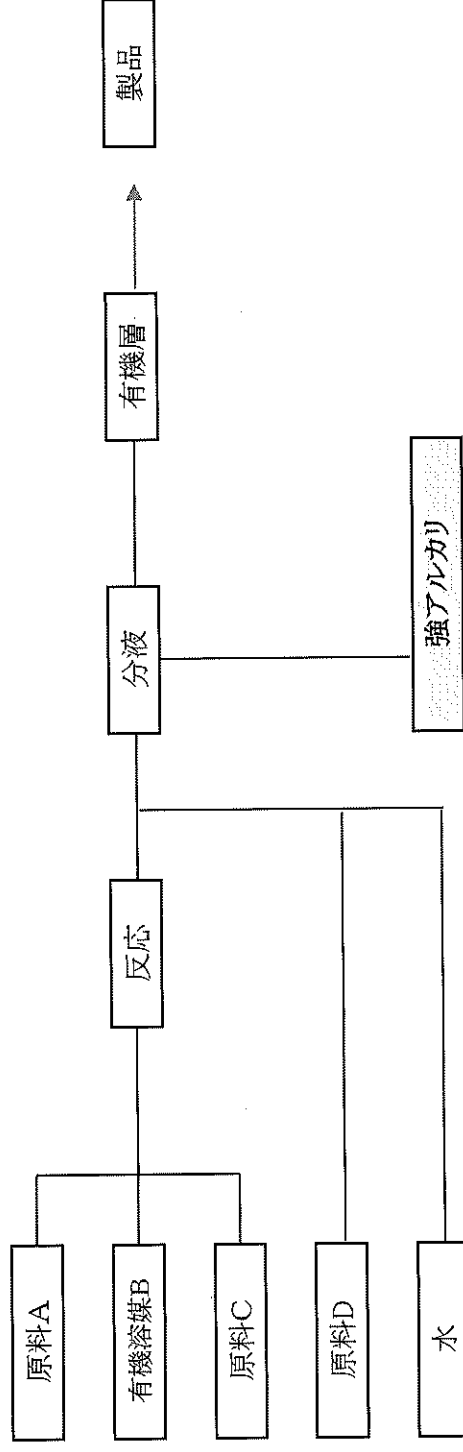


別紙③

特管発生工程フローシート

分類:7200

名称:強アルカリ



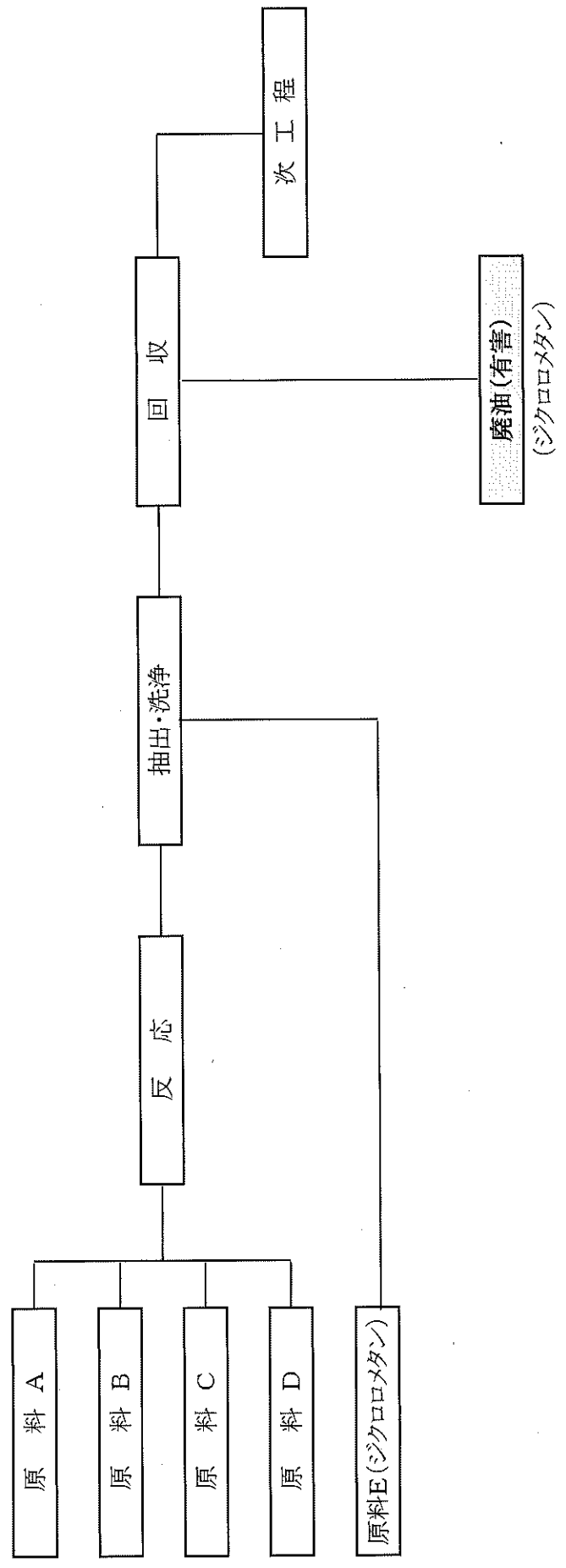
別紙④

特管発生工程フローシート

多品種少量生産のため、廃油(有害)発生工程の代表モデルとして記載する。

分類:7425

名称:廃油(有害)



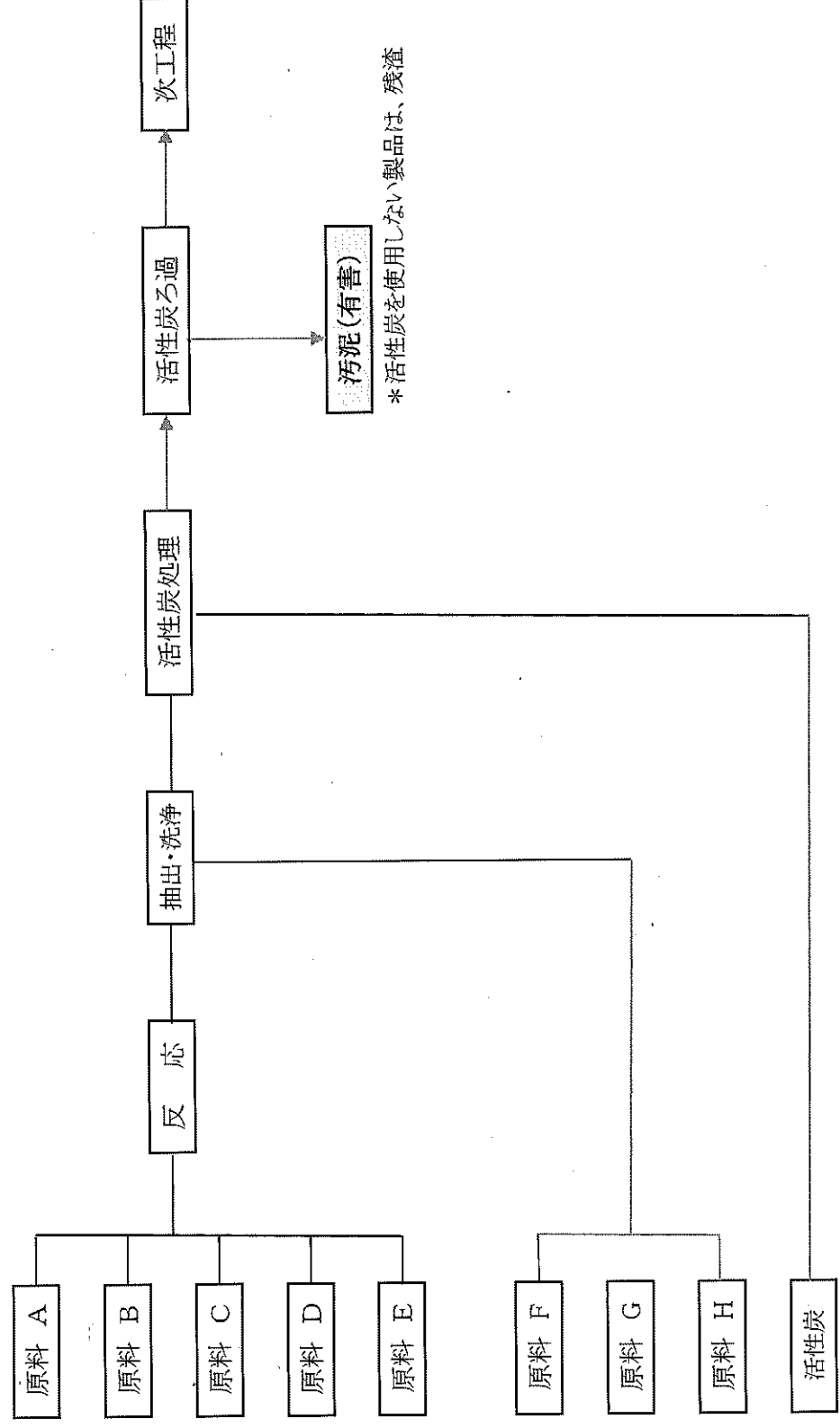
別紙⑤

特管発生工程フローシート

多品種少量生産のため、汚泥(有害)発生工程の代表モデルとして記載する。

分類:7426

名称:汚泥(有害)

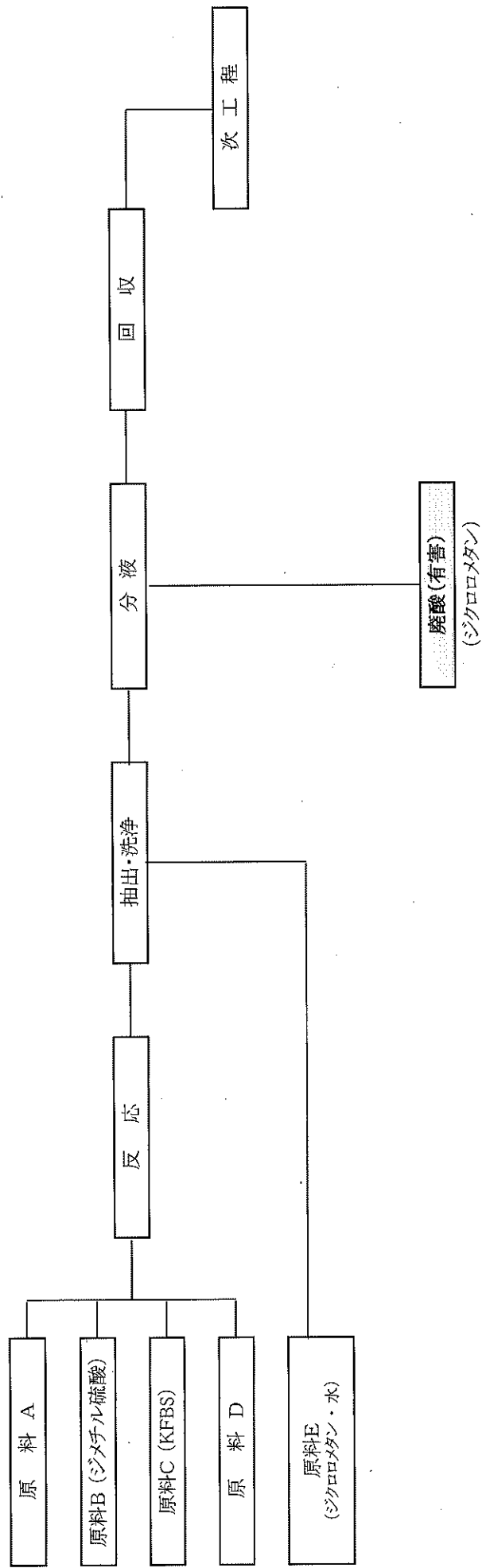


別紙⑥

特管発生工程フローシート

分類:7427

名称:廃酸(有害)



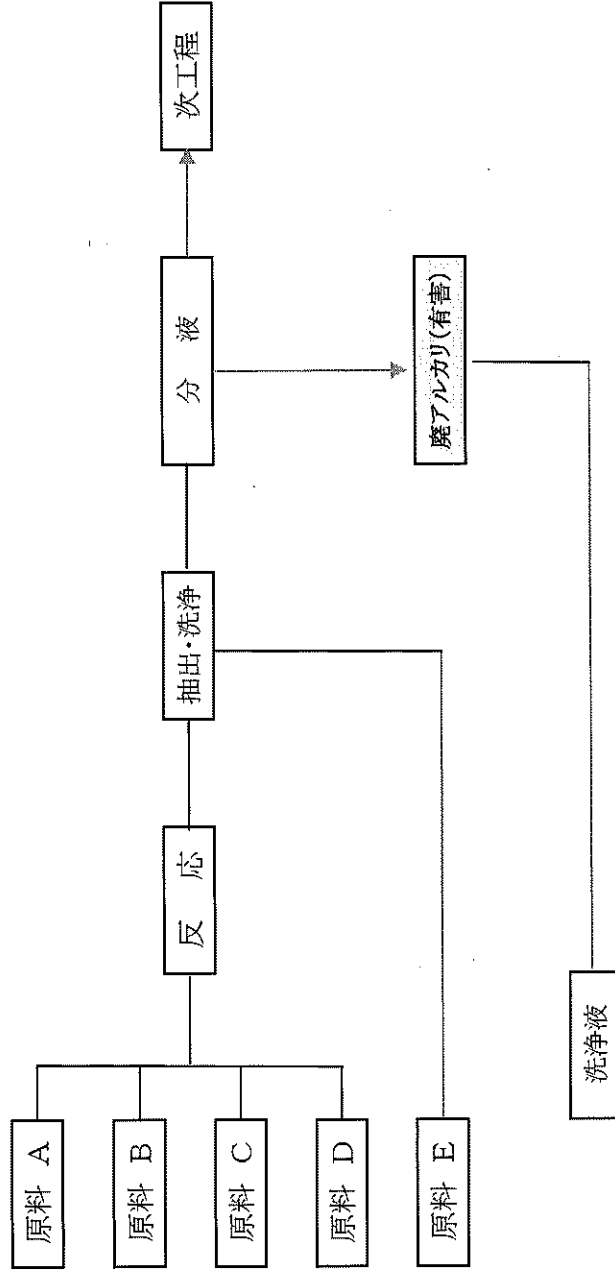
別紙⑦

特管発生工程フローシート

多品種少量生産のため、廃アルカリ(有害)発生工程の代表モデルとして記載する。

分類:7428

名称:廃アルカリ(有害)



特管 処理工程フローシート

引火性廃油

引火性廃油

25.0t

引火性廃油

委託処理

燃料化

引火性廃油(有害)

引火性廃油 (有害)

30.0t

引火性廃油 (有害)

委託処理

燃料化

強アルカリ

強アルカリ

6.5t

強アルカリ

委託処理

焼却

廃油 (有害)

廃油 (有害)

20.0t

8.0t

廃油 (有害)

委託処理

再生

12.0t

廃油 (有害)

委託処理

焼却

汚泥 (有害)

汚泥 (有害)

1.5t

汚泥 (有害)

委託処理

焼却

廃酸 (有害)

廃酸 (有害)

5.0t

廃酸 (有害)

委託処理

焼却

廃アルカリ (有害)

廃アルカリ (有害)

500.0t

廃アルカリ (有害)

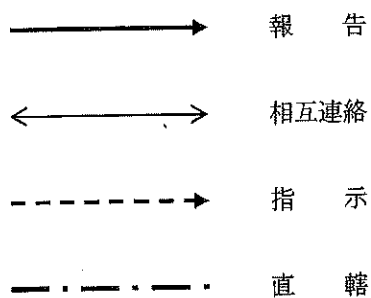
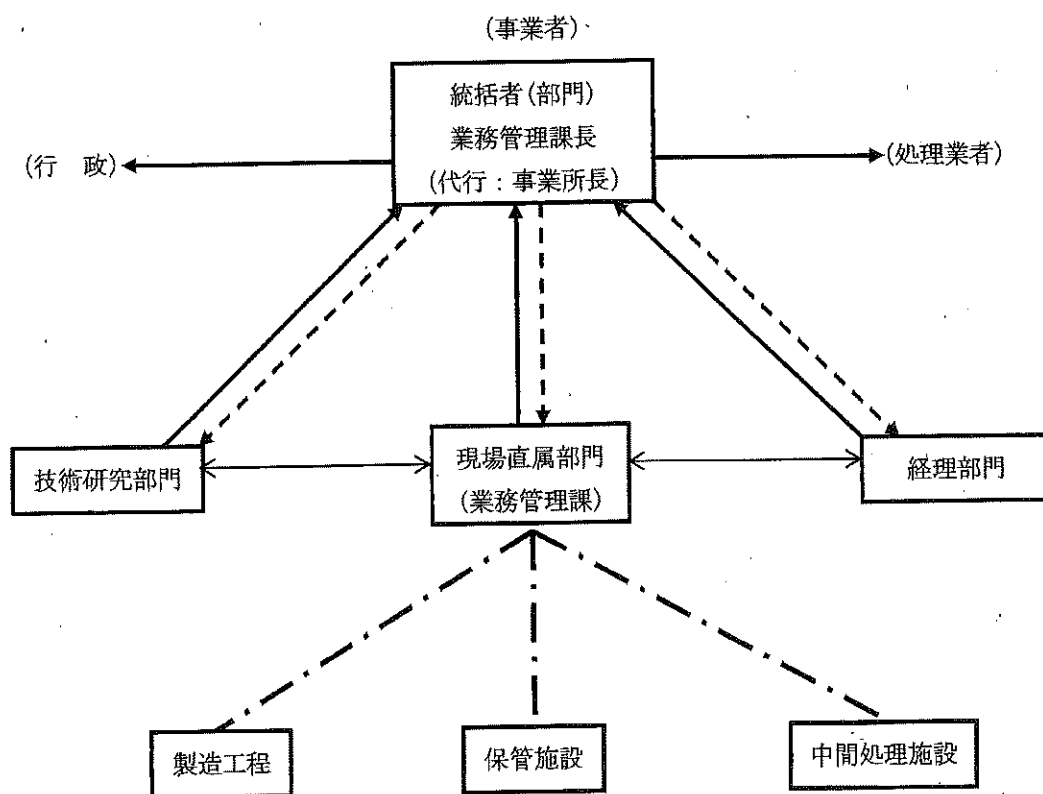
委託処理

焼却

(一部熱回収認定業者
へ委託)

別添資料 社内組織図及び各部署の役割

[社内組織図]



[各部署の役割]

部 署	役 割
A 統括者 (部門)	・産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等 ・処理施設（事業場内・外）の定期的査察 ・行政に対する報告 ・処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票（電子マニフェスト）等の管理 ・中間処理施設の稼動状況の把握、記録の作成等 ・産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発 ・各部署間の調整及び指示 ・廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施
B 現場直属 部 門	・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 ・各現場の施設の維持管理点検等 ・保管施設での保管量の把握、記録の作成等 ・産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等 ・上記内容をAに報告
C 技術研究 部 門	・製造工程の研究開発 ・産業廃棄物処理技術の研究開発 ・産業廃棄物減量化手法の調査研究 ・上記内容をAに報告
D 経理部門	・産業廃棄物の適正処理費用の算出 ・委託料金の支払方法による業者管理 ・上記内容をAに報告